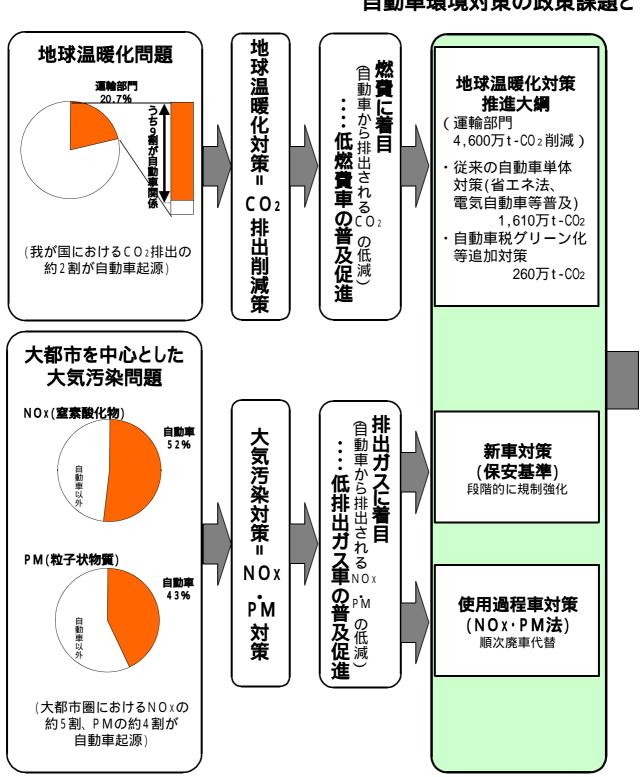
環境にやさしい社会の実現のための税制

自動車環境関係税制の延長及び拡充等

自動車環境対策の政策課題と



税制特例措置による具体的対策

平成15年度税制改正後の税制特例措置概要

自動車税のグリーン化

- ・電気自動車(燃料電池自動車を含む)、CNG車、メタノール車、 かつ低燃費車(LPG車を含む)については、新車登録の翌年度、概ね50%軽減
- ・車齢11年超のディーゼル車、車齢13年超のガソリン車(低公害車、一般乗合用 バスを除き、LPG車を含む)については、概ね10%重課

自動車取得税の軽減措置

- ・電気自動車(燃料電池自動車を含む)、CNG車、メタノール車、ハイブリッド車の取得について、2.7~2.2%軽減
 - 低PM認定車の取得について、1.5%軽減
- かつ低燃費車(LPG車を含む)の取得について、**取得価額から30万円控除**
- ・自動車NOx・PM法に基づく対策地域内において、排出基準に適合しないディー ゼル車を廃車し、排出基準適合車に代替した場合の特例

対策地域内について、平成20年度末まで軽減

・最新排出ガス規制適合車の取得に係る特例 平成15年規制適合車、平成16年規制適合車の取得について軽減

固定資産税・特別土地保有税の軽減措置

・低公害車用燃料等供給設備に係る特例 電気自動車、CNG自動車、燃料電池自動車用の燃料等供給設備に係る **固定資産税:課税標準2/3(3年間)、特別土地保有税:非課税**

所得税・法人税の特例措置 (平成14年度税制改正において措置済)

・エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特例(エネ革税制) 電気自動車、CNG車、メタノール車、ハイブリッド車及びCNG・メタノール供給 設備について、**取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除**

低公害車の開発・普及の促進